

第158回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2025年9月18日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

○古館計画課長 それでは、ただいまから、第158回「東京都自然環境保全審議会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

当審議会の事務局を務めさせていただきます、環境局自然環境部計画課長の古館でございます。どうぞよろしくお願いいたします。審議会の会長が選出されますまで司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日はウェブでの開催となりますので、あらかじめ注意事項を申し上げます。都庁の通信環境の状況によりましては、音声や映像が途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

また、会議中のお願いでございますが、会議中は常にマイクをミュートの状態としていただきまして、通信状況の悪化を防止する観点から、カメラをオフ状態にいただければと思います。よろしくお願いいたします。

御発言になる場合は、ZOOMの挙手機能を使用してお知らせください。事務局または会長が指名させていただきますので、その際はカメラをオンにいただき、マイクのミュートを解除して御発言いただければと思います。何か不都合等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは初めに、開会に先立ちまして環境局長の須藤より御挨拶申し上げます。

○須藤局長 環境局長の須藤でございます。本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、このたび、皆様におかれましては、第27期東京都自然環境保全審議会の委員をお引き受けいただき、重ねて御礼を申し上げます。

東京都の生物多様性地域戦略では、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目標に掲げております。これを受けて、本年3月には生態系に着目した保全や外来種対策の促進などを盛り込みました野生生物の戦略的保全方針を策定・公表いたしました。

また、貴重な自然地として、保全地域につきましても2030年までに累計820ヘクタールに指定を拡大する目標を掲げ、自然環境調査などを進めているところでございます。

ネイチャーポジティブの実現に向けてこれらの取組を着実に推進してまいりますので、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会では、鳥獣保護地区の指定、温泉の掘削許可などについて御審議をいただきます。また、今後の審議会におきましては、鳥獣保護管理事業計画及び自然公園ビジョンなど、重要な計画の改定なども御審議をいただく予定でございます。委員の皆様におかれましては、これまでの御経験などを踏まえ、幅広い観点から御意見を頂戴できればと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古館計画課長 続きまして、会議の定足数について御報告させていただきます。現在の審議会委員及び臨時委員の皆様の総数は44名おります。そのうち、現在26名の委員の皆様に出席いただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により、会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日は傍聴の申出はございませんでしたので、併せて御報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前にメールで資料を送付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

本日の配付資料になりますが、現在、画面に一覧を投影させていただいておりますけれども、資料1から3は、それぞれ審議会委員の名簿、規則、条例となっております。

続きまして、資料4-1から資料4-2、参考資料1、2につきましては、諮問第497号奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてに係る資料となっております。

続きまして、資料5-1、5-2、5-3、参考資料1、2、3につきましては、諮問第498号神津島村鏑崎の温泉掘削について、諮問第499号新宿区上落合の温泉動力の装置についてに係る資料となっております。御確認をお願いいたします。

不足がある場合につきましては、大変お手数ですが事務局まで御連絡をお願いいたします。

資料の説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただければと思います。本日の審議会につきましては、第27期の委員の皆様による初めての会合でございますので、委員の皆様から一言自己紹介していただければと思っております。一言で結構でございますので、カメラをオンにして御発言いただけますようお願いいたします。

それでは、資料1の第27期東京都自然環境保全審議会委員名簿の順に御出席の委員のお名前をお呼びさせていただきますので、自己紹介と一言をお願いいたします。

初めに、荒井委員については本日欠席で承っております。

石井委員、お願いいたします。

- 石井委員 石井です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 続きまして、板寺委員、お願いいたします。
- 板寺委員 板寺です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 続きまして、一ノ瀬委員、お願いいたします。
- 一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 入交委員につきましては欠席で承っております。
続きまして、神山委員、お願いいたします。
- 神山委員 神山でございます。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 木川田委員につきましても欠席で承っております。
続きまして、窪田委員、お願いいたします。
- 窪田委員 電中研の窪田です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 続きまして、小柳委員、お願いいたします。
- 小柳委員 小柳です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 続きまして、下村委員、お願いいたします。
- 下村委員 下村です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 続きまして、田尻委員、お願いいたします。
- 田尻委員 日本野鳥の会の田尻でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 古館計画課長 布山委員、安川委員につきましては御欠席で承っております。
- 布山委員 布山、います。
- 古館計画課長 いらっしゃいますか。申し訳ありません。
- 布山委員 よろしくお願いします。
- 古館計画課長 申し訳ありません、布山先生、よろしくお願いします。
続きまして、山崎晃司委員、お願いいたします。
- 山崎（晃）委員 山崎です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 続きまして、山崎靖代委員につきましては欠席で承っております。
寺前委員につきましても欠席で承っております。
伊藤委員につきましては遅れて出席の予定です。
細貝委員、お願いできますでしょうか。
- 細貝委員 八王子市選出の東京都議会議員の細貝です。よろしくお願いします。
- 古館計画課長 北口委員いらっしゃいますか。

○北口委員 入れました。すみません。

東京都議会議員の北口つよしでございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 都議会議員の田中とも子です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 保坂委員につきましては欠席で承っております。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 小平市長の小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

○古館計画課長 よろしくお願ひします。

続きまして、吉本委員につきましては欠席で承っております、齋藤委員、お願いできますでしょうか。

○齋藤委員 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 ありがとうございます。

続きまして、芳賀委員、お願いいたします。

○芳賀委員 芳賀でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古館計画課長 松井委員、お願いいたします。

○松井委員 顔が見えておりますでしょうか。

○古館計画課長 見えています。ありがとうございます。

では、進めさせていただきます。山本委員、お願いいたします。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、臨時委員を御紹介させていただきます。相原委員、お願いいたします。

○相原委員 相原と申します。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 東京都浴場組合の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、伊野委員、お願いいたします。

○伊野委員 多摩商工会議所会頭の伊野弘明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、片岡委員、お願いいたします。

○片岡委員 片岡です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、上條委員、お願いいたします。

○上條委員 上條です。よろしくお願いします。

○古館計画課長 小林委員につきましては欠席で承っております。

続きまして、佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 佐伯です。よろしくお願いします。

○古館計画課長 須田委員につきましては欠席で承っております。

竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 竹下です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 田島委員につきましては欠席で承っております。

中島委員、お願いいたします。

○中島委員 中島です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 橋本委員につきましては欠席で承っております。

続きまして、益子委員、お願いいたします。

○益子委員 益子でございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、八尾委員、お願いいたします。

○八尾委員 東京都猟友会の八尾でございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田です。よろしくお願いします。

○古館計画課長 山中委員、お願いいたします。

○山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 お願いします。

伊藤委員が参加いただけたようですので、伊藤委員、御紹介させていただきます。一言お願いいただけますでしょうか。

○伊藤委員 伊藤しょうこうです。よろしくお願いします。

○古館計画課長 委員の皆様、ありがとうございました。今期の審議会運営につきまして、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員について説明させていただきます。事務局の職員につきましては、カメラと音声をオンにさせていただいて顔が分かるように一礼だけしていただければと思います。

まず、環境局自然環境部長の宮武でございます。

○宮武自然環境部長 よろしくをお願いいたします。

○古館計画課長 続きまして、環境局多摩環境事務所長の近藤でございますが、公務により外しております。

続きまして、自然環境部緑環境課長の渡邊でございます。

○渡邊緑環境課長 渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古館計画課長 水環境課長の久保でございます。

○久保水環境課長 久保です。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 計画担当課長の青山でございます。

○青山計画担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○古館計画課長 生物多様性戦略推進担当課長の浅加でございます。

○浅加生物多様性戦略推進担当課長 浅加でございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 野生生物担当課長の上中でございます。

○上中野生生物担当課長 上中でございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 生物多様性専門課長の内山でございます。

○内山生物多様性専門課長 内山でございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 自然公園担当課長の橋本でございます。

○橋本自然公園担当課長 橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 以上で事務局職員の紹介を終わらせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の審議会につきましては、先ほど申し上げましたとおり第27期委員の皆様による初めての会合でございます。会議次第でございますように、会長をお選びいただいた上で部会の構成の決定、諮問案件について御審議いただくことを予定しております。

それでは、初めに会長の選任についてでございます。資料2「東京都自然環境保全審議会規則」第2条第1項を御覧ください。こちらには、審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めると規定されております。会長の選任について御意見等のある方は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。

山崎委員、御発言をお願いいたします。

○山崎（晃）委員 山崎です。

会長についてなのですが、自然環境全体に造詣が深く、また、前会長の石井信夫委員を推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○古館計画課長 ただいま、山崎委員から石井委員の会長就任を望む旨の御発言がありましたが、皆様、いかがでしょうか。御意見がある場合は挙手をお願いいたします。

特に御意見等がございませんので、皆様の御賛同をいただきましたということで、石井会長に会長をお引き受けいただきたいと思っております。石井会長、よろしいでしょうか。

○石井委員 お引き受けしたいと思います。

○古館計画課長 それでは、石井委員の御承諾をいただきましたので、石井委員に本審議会の会長をお願いしたく存じます。石井会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○石井会長 よろしく申し上げます。

○古館計画課長 それでは、ここで石井会長から御挨拶をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○石井会長 ただいま、東京都自然環境保全審議会の会長に選任を賜りました、石井でございます。

私は第25期、26期と本審議会の会長を務めてきましたが、今期も引き続いて会長をお引き受けすることになりました。この審議会が円滑に運営されるよう最善の努力をしていく所存でございます。

東京都は大都会のイメージが強いですけれども、2,000メートル級の雲取山から伊豆、小笠原諸島、それから海域を含めてとても多様な豊かな自然環境に恵まれた都市であります。それで、本審議会ではその東京における自然の保護と回復に関する重要な事項につきまして調査審議を行うわけですが、自然環境をめぐる課題は、人間の経済社会活動に加えて近年では気候変動などの要因によって変化しております。こうした変化や課題等に柔軟に対応しながら調査審議を行っていくことが必要です。

この審議会が所期の目的を達成し、東京の自然環境の保全に貢献できますよう、委員の皆様様の御協力をいただきながら、充実した審議が行われるように努めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○古館計画課長 石井会長、ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの会議の進行は石井会長をお願いしたいと存じます。石井会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○石井会長 それでは、2つ目の議題「会長代理の指名について」に移りたいと思っております。

まず会長代理についてですが、資料2の「東京都自然環境保全審議会規則」第2条第3項を御覧ください。ここには、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が

その職務を代理する」と規定されております。私といたしましては、これまで計画部会の審議に携わっていただき、経験豊富な一ノ瀬委員にお願いしたいと考えますが、一ノ瀬委員、いかがでしょうか。

○一ノ瀬委員 慎んで承ります。

○石井会長 それでは、一ノ瀬委員に御承諾をいただきましたので、会長代理をお願いしたいと思います。一ノ瀬委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○一ノ瀬委員 承知しました。

○石井会長 それでは、次に部会の構成についてですが、部会は計画部会、規制部会、鳥獣部会、温泉部会の4部会となっております。資料2の「東京都自然環境保全審議会規則」第3条第2項を御覧ください。ここには、「部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する」と規定されております。各部会の委員につきましてはこの定めによって会長が指名させていただくことになっておりますが、事務局から部会の構成について案はございますか。

○古館計画課長 事務局から案がございますので、まずは表示をさせていただきます。

表示させていただいておりますとおり、計画部会、荒井委員、一ノ瀬委員、神山委員、齋藤委員、山本委員、片岡委員、上條委員、佐伯委員、須田委員、中島委員、橋本委員、山田委員。

規制部会、小柳委員、下村委員、高田委員、芳賀委員、松井委員、伊野委員、小林達明委員、竹下委員、田島委員、山中委員。

鳥獣部会、石井委員、入交委員、田尻委員、山崎晃司委員、山崎靖代委員、相原委員、八尾委員。

温泉部会、板寺委員、木川田委員、窪田委員、布山委員、安川委員、伊東委員、益子委員
でお願いしたいと思っております。

○石井会長 ありがとうございます。

私といたしましては、第27期の部会の構成は事務局が示した案でよいと考えます。

なお、各部会の部会長についてですが、資料2「東京都自然環境保全審議会規則」第3条第3項を御覧ください。ここには「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」と規定されております。本日、審議会終了後、各部会を開催し、部会長、部会長代理をお決めいただくようお願いいたします。

それでは、次の議題「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の指定について」に移りたいと思

います。まだ27期鳥獣部会の部会長が決まっておりませんが、この案件につきましては前期の鳥獣部会において御審議いただいた事項になりますので、事務局からの説明後、前鳥獣部会長である山崎（晃）委員から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、御説明いたします。まず、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定については、資料4-1で御覧ください。当該特別保護地区の20年間の指定が今年10月末に期限を迎えるため、その再指定についての審議案件でございます。

最初に、特別保護地区の位置づけについて御説明申し上げます。2枚目の参考1「鳥獣保護区及び特別保護地区について」を御覧ください。鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣保護区と特別保護地区がございます。今回の特別保護地区は、「目的」にありますように、鳥獣保護に加えまして生息地の保護もあるため、開発行為の禁止の制限もあります。「審議会」の欄にあります。今回、期間を延長する際に該当しますので、審議会に付議させていただきました。

次に、都内の特別保護地区について御説明申し上げます。3枚目の参考2「特別保護地区位置図」を御覧ください。特別保護地区は都内に8か所あります。今回の奥多摩湖は2番目に当たります。

次に、特別保護地区指定までの流れについて御説明申し上げます。4枚目の参考3、特別保護地区指定までの流れを御覧ください。指定計画（素案）を作成しまして、今年2月の鳥獣部会で検討していただきました。その後、関係地方公共団体などへの意見照会をしたところ、皆様から賛成をいただいております。公告・縦覧でも意見はございませんでした。さらに、6月の鳥獣部会で2月にいただいた各委員の意見の回答も踏まえまして御検討をいただき、承諾をいただいたところでございます。そして、本日の本審議会に諮りました。今後、環境省へ届け出て指定公示となります。

それでは、今回の奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の概要について御説明を申し上げます。1枚目の資料4-1に戻らせていただきます。面積は110ヘクタール、うち水面が約7割、林野などが約3割となっております。更新期間は令和7年11月1日から令和27年10月31日の20年間です。指定目的は、奥多摩湖を囲う形で針葉樹、広葉樹など様々な植物が多く残存していること、2つ目はオシドリやカワセミなどをはじめとする水鳥などの良好な生息地として

重要であることです。

右のほうに行きますが、保護に関する方針ですが、鳥獣の生息に必要な自然環境の保全、2つ目、多様な野生鳥獣の保護を図ること、3つ目、指定の中間の10年後に生息環境の変化をはかるための調査を実施することです。

お配りしている資料4-2は、指定計画書（素案）の本体となっております。

簡単ではございますが、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、山崎（晃）前鳥獣部会長から御報告をお願いいたします。

○山崎（晃）委員 第26期鳥獣部会長の山崎でございます。

それでは、これから審議結果について御報告をさせていただきます。鳥獣部会では、今年2月より計2回の部会を開催して審議を行ってまいりました。2月開催の鳥獣部会並びにその後の委員との調整の中で、主に次の2点について意見がありました。

1点目は、カワネズミが奥多摩湖付近に生息しているため、別表3の「特別保護地区に生息する獣類リスト」へ追記すべきという意見がございました。

2点目ですけれども、別表2、別表3の特別保護地区に生息する鳥類リスト及び獣類リストについては種名などの記載根拠を最新の文献からの引用にすべきとの御意見でした。

このことを受けまして、委員の意見を踏まえて加筆・修正した計画書（案）が提出されました。

まず、1点目のカワネズミの生息は、事務局で改めて確認したところ、文献にて計画地域内に生息していることが確認できましたため、動物リストに掲載いたしました。

2点目の鳥類リスト及び獣類リストの根拠につきましては、最新の出典とするため、鳥類リストは令和6年の日本鳥類目録第8番、獣類リストについては世界哺乳類標準和名リスト2021年度版を根拠として種名などを整理して記載いたしました。

以上の審議を経まして、部会では計画案を答申案とすることを承認いたしました。

以上で鳥獣部会での審議経過についての報告を終わらせていただきます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、山崎前鳥獣部会長からの報告を踏まえて審議をお願いいたします。御意見や御質問についてはまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにさせていただきますと思います。

それでは、御質問、御意見がありましたら、ZOOM機能で挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御意見がないようなので、ここで皆様にお諮りしたいと思います。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。諮問第487号「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、これを適当であると認め、答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方は異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に異議があるという御発言はありませんでしたので、諮問第487号「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、これを適当であると認め、答申いたします。この後の手続については事務局のほうでよろしくをお願いいたします。

○上中野生生物担当課長 上中でございます。

本日の御審議につきまして、どうもありがとうございました。引き続きよろしくをお願いいたします。

○石井会長 それでは、次の議題に移ります。第498号「神津島村錆崎の温泉掘削について」及び第499号「新宿区上落合の温泉動力の装置について」になります。こちらはまだ27期温泉部会の部会長が決まっておりませんが、前期の温泉部会において御審議いただいた事項になりますので、事務局からの説明の後、前温泉部会長である益子委員から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。今回の諮問案件は、温泉掘削が1件、動力の申請が1件の計2件でございます。御説明の流れとしましては、まず事務局よりお手元の資料5-1と5-2の申請概要を2件一括して御説明させていただきます。その後、益子前温泉部会長より資料5-3の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について、2件一括して御説明をいただきます。

それでは、順番に御報告をまいります。諮問第498号「神津島村錆崎の温泉掘削について」、御説明をいたします。

資料5-1を御覧ください。申請者は、神津島村。目的は、既存の温浴施設の浴用に供給すること。申請地は、神津島村字錆崎地内です。

工事内容は、掘削口径が311ミリメートル、深さ220メートル、施工方法はロータリー式掘

削です。

温泉の利用計画ですが、既存温浴施設である神津島温泉保養センターへの温泉供給となります。現在使用中の鏑崎温泉5号井に腐食等による不具合が生じているため、その代替として新たな井戸を掘削いたします。揚湯量は日量256立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者が所有しております。周辺の概況としては、神津島港から北に約1.3キロメートルに位置し、神津島の西側海岸沿いの道路に隣接。周辺には主に山林と住宅がございます。

また、周辺1キロメートル以内の状況につきましては、資料2ページ目の図2を御覧ください。本申請地点を星、既存源泉を四角、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉が5か所ございますが、現在稼働中の源泉は2か所です。稼働中の既存源泉のうち1つは神津島温泉保養センターで現在使用中の鏑崎温泉5号井で、申請地から約60メートルの地点でございます。もう一つは申請地から約900メートル南の湯柱温泉となります。

水道水源井戸と配慮を要する井戸はございません。湧水につきましては、申請地の南東に沢尻湾へ流入します河川の源流となる湧水池点が2か所ございますが、申請地より標高が高く、湧水に影響は与えないと考えております。

本申請の概要は以上です。

次の案件に移らせていただきます。諮問第499号「新宿区上落合の温泉動力の装置について」、御説明をいたします。

資料5-2を御覧ください。申請者は、笠原洋人。目的は、公衆浴場の浴用に供給すること。申請地は、新宿区上落合地内でございます。現在、公衆浴場として稼働中でして、昨年度に水質分析をして温泉であることが判明したため、今回、温泉動力の装置について申請するものでございます。

温泉井戸の現況としましては、深さ95メートル、泉温は19.2度、泉質名はございませんが、メタケイ酸の項により温泉に適合しております。

申請する動力が、出力5.5キロワット、吐出口断面積13.584平方センチメートル、吐出量は毎分229.4リットルです。

揚湯量は、日量82.6立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、周辺の概況としては、東京メトロ東西線落合駅から西に約200メートルでございますが、周辺は住宅等が立地しております。

周辺1キロメートル以内の状況につきましては、資料2ページ目の図2を御覧ください。

本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。半径1キロメートルの範囲において既存源泉はございません。

水道水源井戸と配慮を要する井戸もございません。また、配慮を要する湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、御審議いただきます2件の諮問案件につきまして、まとめて御説明をさせていただきました。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、益子前温泉部会長から御報告をお願いいたします。

○益子委員 第26期温泉部会長の益子でございます。

これから御説明します諮問第498号及び第499号の2件については、令和7年6月26日の第5回温泉部会において審議を行いました。私からは資料5-3の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御報告いたします。

初めに、参考資料1～3に基づき、温泉法の許可基準について御説明いたします。温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聴くこととしております。温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるときのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないことの2つの許可基準について、審査基準を2つ設けております。

1つ目は、審査基準について、参考資料1を御覧ください。当基準は、島しょ部と山間部を除く地域において掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料2を御覧ください。当基準は、島しょ部と山間部を除く地域において吐出口断面積及び一日の揚湯量の上限を定めております。23区の低地部においては吐出口断面積を6平方センチメートル以下及び一日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては吐出口断面積を21平方センチメートル以下及び一日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料3を御覧ください。これは、

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や区市町村が配慮を要している湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、資料5-3の1ページ目を御覧ください。諮問第498号「神津島村鏑崎の温泉掘削について」、温泉掘削許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明いたします。

1番目の許可基準の適用状況につきまして御説明いたします。(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該申請は指定地域外であるため、制限距離等の基準は適用されません。

(2)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には、配慮を要する井戸や湧水は存在していません。

(3)の温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うことですが、温泉掘削においては温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3メートル以上の距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法に基づき適切に措置を講じる計画であり、許可に適合していることを確認いたしました。

2の温泉部会における審議内容につきましては、委員からの主な意見として次の2つがございました。

1つ目は、掘削地点が海に近く、また、既存井戸の泉質も考慮すると、海水の影響を受けた地下水が湧出する可能性があるため、温泉の湧出温度や湧出量、孔内水位、電気伝導率、pHについて自動記録等により正確に把握し、源泉管理に生かすことが重要であると考えます。仮に自噴した場合であっても、モニタリングは行っていただきたい。その際、上記の湧出量は自噴量に、水位は坑口圧力に読み替えていただきたい。

2つ目は、掘削後の揚湯試験については適正に実施していただきたい。

この2点でございます。これらの意見につきましては、事業者側も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、神津島村鏑崎における温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

続いて、2ページ目を御覧ください。諮問第499号「新宿区上落合の温泉動力の装置について」、温泉動力の許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1つ目の許可基準の適合状況につきまして御説明いたします。

(1) の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてですが、当該温泉の深度は95メートルのため、制限距離は200メートルになります。周囲200メートルに既存源泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

(2) の温泉動力の装置の許可に係る審査基準についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3) の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水等の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

2つ目の温泉部会における審議内容につきましては、委員からの主な意見として次の2つがございました。

1つ目は、本源泉はメタケイ酸の値のみで温泉に該当していることから、メタケイ酸については適宜分析を実施していただき、メタケイ酸濃度に減少傾向が見られた場合は速やかに回復措置を取る必要がある。万一、メタケイ酸濃度が温泉の基準を下回った場合には、速やかに都に連絡の上、しかるべき対応を図ることが必要である。

2つ目ですが、揚湯量とメタケイ酸の値との関連性を把握するために、揚湯量は毎日測定していただきたい。仮にメタケイ酸の値が低下傾向にある場合は、1つ目で述べたとおり回復措置を取る必要があるが、一日の揚湯量や揚湯時間を調整することも温泉の維持のために重要であると考えます。

以上2つでございます。これらの意見につきましては、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では新宿区上落合における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

私からの報告は以上とさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、益子前温泉部会長からの報告を踏まえて審議をお願いいたします。御意見や御質問についてはまとめてお伺いして、事務局にまとめて回答していただくようにさせていただきますと思います。

それでは、御質問、御意見がありましたら、ZOOMの機能で挙手をお願いします。

では、上條委員、お願いします。

○上條委員 ありがとうございます。

私は伊豆諸島をフィールドとしているということであり、神津島に関しての質問になります。神津島は非常に生物多様性上重要な島で、国立公園の指定とは別に海岸全体も良好な生態系が保たれているので、海岸植物、そして、ちょうど私はコウモリの研究もしております。周辺の洞窟に昔コウモリがいた、あるいは今でもいる可能性があるというところで、その2点において周辺環境への改変というのがどの程度のものかというのを知りたいというところで質問しました。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見はいかがでしょうか。

では、事務局から回答をお願いいたします。

○大久保水環境課長 御質問ありがとうございます。事務局でございます。

海岸周辺の影響ということでございますけれども、まずこの地域は海岸保全区域に該当しておりまして、掘削行為につきましては東京都港湾局に事前に協議をいたしてしておりまして、こちらについては承認済みと確認をしております。

その他に関しまして、基本的には温泉掘削ですので、手続上は温泉に対しての影響に関してをこの中では確認していただいておりますので、洞窟等までの影響というのはこの温泉の許可の中では特段御審議等はしていないのですけれども、基本的には地下の温泉掘削に関するものですので、洞窟までの影響等に関しては直接に影響があるものとはこちらの中では審議等はしていないような状況でございます。

○石井会長 では、益子委員、補足説明ということになりますね。

○益子委員 益子でございます。

ただいまの御質問なのですけれども、私どもが審議した内容を見る限りには、基本的には道路敷の延長部分での工事ということで限定されておりますので、もちろん先ほど大久保課長が申しあげましたけれども、洞窟云々といったところについては私も把握しておりませんでしたけれども、今、ここの写真にあるように、基本的には地形を改変するような行為はないということです。もちろん地下を掘るということで地下の改変はございますけれども、地上部分の改変はございませんので、その辺りの今の御質問の内容については心配はないかなとは考えております。

以上です。

○石井会長 上條委員、いかがでしょうか。

○上條委員 ありがとうございます。

一応危惧する内容というのを伝えたほうが良いと思うので、こういった海岸部分の開発においてコウモリの脅威になるのは、こういう岩の隙間などをもともとねぐらとしていて、要するに道路に岩が落ちてしまうので安全対策のために埋められてしまうということです。ですから、どうやら神津島のこの海岸沿いはかつてコウモリが結構いたらしいのですけれども、地震があった後にネットを張ったり、要するに直接の破壊を目的にはしていないのですけれども、いろいろな開発行為に伴う安全対策に伴って結果的にコウモリの住み場所がなくなったという背景があるというところになります。道路の整備といったものとの関連が出た場合は、ぜひとも慎重な対応みたいなものは希望するところになります。

もちろん現時点で生息しているということは確認されているのですけれども、そこまでこの調査はされていないので、現状はそのような次第です。関連行為についての危惧する面があるということで、この場所に関しては非常に納得のいくところになっております。ありがとうございます。

○石井会長 それでは、そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで皆様にお諮りしたいと思います。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。諮問第498号、諮問第499号の温泉部会の案件について、許可相当であると認め、答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方は異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に異議ありという御発言はありませんでしたので、諮問第498号、諮問第499号の温泉部会の案件について許可相当であると認め、答申いたします。この後の手続については事務局のほうでよろしく願いいたします。

○大久保水環境課長 本日は御審議いただき、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○石井会長 それでは、以上で本日予定されていた全ての議事は終了しましたので、進行を事務局へ戻したいと思います。よろしく申し上げます。

○古館計画課長 石井会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議いただきありがとうございます。

本日、準備させていただいた審議事項については以上で終了となります。

なお、審議の途中に高田委員が参加されました。今回、最初ということで委員の皆様から一言いただいております。お名前をお呼びさせていただきますので、カメラをオンにしていただいてマイクのミュートを解除していただいて一言いただけますでしょうか。高田委員、

お願いいたします。

○高田委員 中央大学理工学部の高田まゆらと申します。本日は遅れてしまって本当に申し訳ございませんでした。

私は生態学を専門として、ここの委員を今、2年くらいかな、何年かさせていただいて、いつも勉強させていただくばかりで恐縮ですが、今年度もまた参加させていただくことになりました。これからもよろしく申し上げます。

○古館計画課長 高田委員、ありがとうございました。

次に、この後続きます部会について御案内させていただきます。先ほど会長からお話がありましたとおり、この後、部会長、部会長代理を決めていただくため、今期最初の部会を開催させていただきます。この後、事務局から部会ごとにZOOMまたはTeamsのリンク及びURL、鳥獣部会、規制部会につきましては資料も併せてメールで送付させていただきます。部会に参加される委員の皆様につきましては、この後、本審議会のZOOMから退室していただきまして、送信しますリンクまたはURLから本会議終了後の10分後を目安に、14時40分頃、部会のほうに参加していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、伊藤委員、細貝委員、北口委員、田中委員、小林（洋）委員につきましては、部会のほうの参加は必要ございませんので、こちらの本審で終了となります。ありがとうございました。

次に、今後の予定について簡単に説明させていただきます。次の本審議会の予定ですが、今後の部会の進捗状況によりまして改めて日程を調整、御報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第158回「東京都環境保全審議会」を閉会させていただきます。本日は長時間ありがとうございました。